

【論点⑤】 環境影響評価（EIA）

UNCLOS関連条文		国際法上の考え方	洋上風力発電のEIA対応状況	論点に対する考え方（仮説）
<p>海洋環境の保護及び保全に関連する規定</p> <p>第1条1(4) →「海洋環境の汚染」について定義。</p> <p>第192条 →海洋環境を保護し及び保全する義務について規定。</p> <p>第194条 →海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するための措置について規定。</p>	<p>環境評価に関連する規定</p> <p>第204条 →海洋環境汚染の危険又は影響を観察、測定、評価、分析し監視する旨規定。</p> <p>第205条 →第204条の結果報告の公表について規定。</p> <p>第206条 →計画中の活動による海洋環境への潜在的な影響の評価について規定。</p>	<p>●UNCLOS第206条は、EIA実施の判断について「合理的な理由がある場合（When States have reasonable grounds…）」と各国の判断の余地が残されている。他方、「合理的な理由」の内容として、「実質的な海洋環境の汚染又は海洋環境に対する重大かつ有害な変化をもたらすおそれがあると信ずるに足る合理的な理由」と広範に設定されている。</p> <p>EIAの具体的な内容・手続、義務のための国内的措置の形式について、締約国に裁量を認めている。</p> <p>●今後洋上風力に係る環境アセスメント制度のあり方を考える上で、国家管轄権外区域における海洋生物多様性の保全と持続可能な利用に関する条約（BBNJ条約）におけるEIA等の議論や他国の国家実行等も注視。</p>	<p>●領海・内水における洋上風力発電については、環境影響評価法（平成9年公布）において風力発電事業が対象とされており、同法を適用している。</p>	<p>●EEZにおいて洋上風力発電を実施するに当たっては、我が国は「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」に基づき、国内法令を適用して対応する。</p>

【論点⑥】 関係国への事前通報・公表の要否

UNCLOS 関連条文	国際法上の考え方	論点に対する考え方（仮説）
関連する 条文無し	<ul style="list-style-type: none"> ●UNCLOS上、人工島又は構築物の建設について、関係国への個別の事前通報を行うことを義務付ける規定はない。 ●一般国際法上、国境を越えて重大な環境リスクを伴う活動・事業については、EIAの実施、事前通報・協議及び実施後の影響評価などを活動・事業の管轄国に要求しているとする国際判例がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●EEZにおける洋上風力発電に関し、他国の国家実行等も踏まえながら、事前通報の要否やその範囲を政府において適切に判断する必要がある。